

福島県医療福祉機器産業協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>【企画運営委員会】 <u>第8条 幹事会の下に企画運営委員会を置く。</u> <u>2 構成等については別に定める。</u></p> <p>【役員の職務】 <u>第9条 (略)</u></p> <p>【顧問】 <u>第10条 (略)</u></p> <p>【事務局】 <u>第11条 (略)</u></p> <p>【入退会】 <u>第12条 (略)</u></p> <p>【運営経費】 <u>第13条 (略)</u></p> <p>【年会費】 <u>第14条 (略)</u></p> <p>【分科会】 <u>第15条 (略)</u></p> <p>【会員情報】</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>【役員の職務】 <u>第8条 (略)</u></p> <p>【顧問】 <u>第9条 (略)</u></p> <p>【事務局】 <u>第10条 (略)</u></p> <p>【入退会】 <u>第11条 (略)</u></p> <p>【運営経費】 <u>第12条 (略)</u></p> <p>【年会費】 <u>第13条 (略)</u></p> <p>【分科会】 <u>第14条 (略)</u></p> <p>【会員情報】</p>	<p>(新設)</p>

第16条 (略)

【事業年度】

第17条 (略)

【その他】

第18条 (略)

附 則

本規約は平成17年9月1日から施行する。

附 則

本規約は平成22年9月1日から施行する。

附 則

本規約は平成25年7月8日から施行する。

附 則

本規約は平成27年2月3日から施行する。

附 則

本規約は平成29年2月8日から施行する。

附 則

本規約は平成30年4月1日から施行する。

附 則

本規約は平成30年5月23日から施行する。

第15条 (略)

【事業年度】

第16条 (略)

【その他】

第17条 (略)

附 則

本規約は平成17年9月1日から施行する。

附 則

本規約は平成22年9月1日から施行する。

附 則

本規約は平成25年7月8日から施行する。

附 則

本規約は平成27年2月3日から施行する。

附 則

本規約は平成29年2月8日から施行する。

附 則

本規約は平成30年4月1日から施行する。